



(復職等した職員の定数の特例)

第4条 第2条第3項の規定により同条第1項若しくは第2項の定数には含まないものとされた職員若しくは前条各号に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、第2条第1項又は第2項に規定する職員の定数を超えるときは、その定数には、1年を超えない期間に限り、その定数を超えるものを含まないものとすることができる。

(職員の定数の配分)

第5条 第2条第1項及び第2項に規定する職員の定数並びに第3条の規定により任命権者が定める職員の定数の警察本部の組織及び警察署ごとの配分は、公安委員会規則で定める。

- (3) 職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年香川県条例第47号）第2条第1項の規定により派遣される職員
- (4) 長期にわたり研修を受けることを命ぜられる職員

(職員の定数の配分)

第4条 第2条第1項及び第2項に規定する職員の定数並びに前条の規定により任命権者が定める職員の定数の警察本部の組織及び警察署ごとの配分は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。